

暴力団を排除するためには



市役所、市民・事業者、暴力団排除活動を行う機関・団体が、暴力団は市民の安全な生活に悪影響を及ぼす存在であるということと共に認識することが大切です。呉市では、暴力団に対して資金を提供しない・暴力団を利用しないという2本柱を理念とした「呉市暴力団排除条例」を平成24年4月に制定しました。みんなで力を合わせて、暴力団のいない安全・安心な呉市を実現しましょう。

暴力団排除の取り組み ~広島県暴力団排除条例・呉市暴力団排除条例~

暴力団との関係を遮断

市民・事業者は、暴力団との関係を遮断するとともに、県・市が実施する暴力団排除の施策に協力するよう努めること。

青少年を地域で守る

青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団に加入したり、犯罪の被害を受けたりしないように指導・助言等を行うよう努めること。

祭礼等からの排除

祭礼・花火大会・興行その他の行事の主催者等は、その行事に暴力団及び暴力団員等を関与させてはいけません。

公共工事の入札に参加させない

県や市が実施する入札に、暴力団員等を参加させないなど、県・市の事務事業から暴力団を排除すること。



利益供与は、調査・勧告・公表の対象

暴力団の活動を助長するような利益を供与した場合や、暴力団の威力を利用した場合は、調査・勧告の対象となります。また、正当な理由なくこれに従わなかった時は、一定期間、その旨を公表する場合があります。

暴力団対策法で禁止されている行為

暴力団員等が、暴力団の威力を示して、次のような行為を行うことは禁止されています。また、このような行為を暴力団員等に要求することも禁止されています。

口止め料や寄附金・賛助金等を要求する行為

スキャンダル等の口止め料として、金品を要求したり、寄附金・賛助金等として、みだりに金品等の贈与を要求する行為

下請参入等を要求する行為

建設工事等の請負事業の発（受）注者が拒絶しているにもかかわらず、下請参入・資材の納入等の受入れを要求する行為

みかじめ料や用心棒料等を要求する行為

縄張内で営業を営む者に対して、あいさつ料・みかじめ料等の金品を要求したり、日常業務用の物品購入や、用心棒料等を要求する行為

不当な方法で債権を取り立てる行為

報酬を得る依頼を受けて、乱暴な言動や、迷惑を覚えさせる方法で債権者を訪問したり、電話をかけるなどして、債権を不当に取り立てる行為

暴力団
関係の
相談窓口

■広島県警察本部 暴力団関係相談電話
☎082-228-8000
■公益財団法人 暴力追放広島県民会議
☎082-228-5050

■呉警察署 ☎26-1110
■広警察署 ☎71-4110
■音戸警察署 ☎52-1110

暴力団と思われる者からアプローチを受けたり、暴力団関係のトラブルが起きたら、1人で解決しようとせず、気軽に相談してください。

チラシ及び呉市暴力団排除条例については、呉市役所地域協働課(☎25-3221)へ。

